

和歌山大学日本学生支援機構奨学金返還免除選考委員会規程

制 定 平成16年11月26日

法人和歌山大学規程第 349 号

最終改正 令和 6年10月25日

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年6月18日法律第94号）第16条、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年1月7日政令第2号）第8条第2項及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第23号）の規定に基づき、和歌山大学（以下「本学」という。）に和歌山大学日本学生支援機構奨学金返還免除選考委員会（以下「免除選考委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 免除選考委員会は、次の各号に掲げる者の選考を行うことを目的とする。

- (1) 本学大学院において第一種貸与奨学金を受けた学生に係る特に優れた業績による返還免除候補者。
- (2) 本学大学院において入学した年度に第一種貸与奨学生に採用された学生に係る大学院博士（後期）課程採用時返還免除内定候補者。
- (3) 本学大学院において入学した年度に第一種貸与奨学生に採用された大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る特に優れた業績による返還免除内定候補者。
- (4) 本学大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）において第一種貸与奨学金を受け、特に優れた業績を挙げたと認められる者で、かつ在籍中に教員採用選考試験に合格し、大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の学生（大学院修了まで採用延期制度等により在籍する学生を含む）に係る返還免除候補者。

(任務)

第3条 免除選考委員会は、前条第1号及び第2号の選考にあたり、以下の業績を総合的に評価及び審査する。

- (1) 次のア～ウに掲げるもののうちいずれか一つ
  - ア 学位論文その他研究論文の審査の結果
  - イ 大学院設置基準（昭和四九年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果
  - ウ 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果
- (2) 著書、データベースその他の著作物（前第一号のア及びイに掲げるものを除く。）
- (3) 発明
- (4) 授業科目の成績
- (5) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (6) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (7) スポーツの競技会における成績
- (8) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- (9) その他機構が定める実績

2 免除選考委員会は、前条第3号の選考にあたり、本学大学院入学者選抜の成績をもとに評価及び審査する。

## 日本学生支援機構奨学金返還免除選考委員会規程

3 免除選考委員会は、前条第4号の選考にあたり、第1項に規定する業績及び教員採用選考の合格通知書等（大学院進学に係る「採用延期制度対象者」にあつては教員採用選考の合格通知書等及び採用猶予等通知）並びに大学院修了翌年度の4月1日現在の在職証明書等をもって選考する。

（組織）

第4条 免除選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 学生支援担当の理事
- (4) その他学長が認めた者

（委員長）

第5条 免除選考委員会に委員長を置き、学長をもつて充てる。

2 委員長は、免除選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

（議事）

第6条 免除選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことはできない。

2 免除選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第7条 免除選考委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（作業部会）

第8条 免除選考委員会の任務を円滑に遂行するため、免除選考委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を置き、和歌山大学学生支援委員会がこれに当たる。

2 作業部会に関する事項は、和歌山大学学生支援委員会において定める。

（事務）

第9条 免除選考委員会及び作業部会の事務は、学生支援課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年11月26日から施行する。

附 則（平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第419号）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第835号）

この改正規程は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月1日一部改正：法人和歌山大学規程第871号）

この改正規程は、平成20年9月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1097号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1357号）

この改正規程は、平成24年11月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（令和5年1月17日一部改正：法人和歌山大学規程第2496号）

この改正規程は、令和5年1月17日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

附 則（令和6年10月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2778号）

この改正規程は、令和6年10月25日から施行する。